

## 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の概要

### 1. いわゆるプロ向け市場の創設

(1) 特定投資家向け有価証券の売買等が制限されない者

金融商品取引業者等が特定投資家向け有価証券の売買等を行ってはならない「一般投資家」から除外される者として、特定投資家向け有価証券の発行者のオーナー、親会社及び役員持株会等を規定する（第 125 条の 2）。

(2) 特定投資家向け有価証券の売買等の制限の適用除外

特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外として、勧誘に基づかない一般投資家のために行う売付けの取次ぎ、一般投資家が行う公開買付けに係る株券等の売付け等を定める（第 125 条の 3）。

(3) 勧誘を行わない特定投資家向け有価証券の取引に関する告知義務

勧誘を行わない特定投資家向け有価証券の取引に係る告知は、契約を締結するときまでに行うこととする。また、告知事項として開示が行われている場合に該当しないこと、転売制限があること等を定める（第 125 条の 5）。

(4) 特定投資家向け有価証券の取引契約の申込みを初めて受けた場合における告知義務

告知事項として、特定投資家向け有価証券の発行者は、有価証券報告書等の提出義務を負わないこと、金融商品取引業者等は、原則として、一般投資家を相手方として特定投資家向け有価証券の売買等を行うことができないこと等を定める（第 125 条の 6）。

(5) その他特定投資家向け有価証券に係る規定の整備等、所要の規定の整備を行う。

### 2. その他

(1) 引受け・募集・売出し・私募の取扱いの場合には、事前に十分な協議が行われることから、発行体・所有者に対する契約締結前交付書面の交付を不要とする（第 80 条）。

(2) 公開買付けの場合には、厳格な手続が定められていること等から、公開買付者に対する契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の交付を不要とする（第 80 条、第 110 条、第 111 条）。